

損害保険の保険料控除について

弊社にお支払い頂いた保険料は、所得税や住民税の控除対象にはなりません。

これは、平成 19 年度の税制改正により損害保険料控除の制度が改定されたため、保険料控除の対象となるのは、損害保険会社が販売している「地震保険」のみとなります。

なお、弊社の商品には地震保険は含まれておらず、「地震保険」は販売しておりません。

以上